

26 福獣医第 55 号
平成 26 年 7 月 24 日

公益社団法人栃木県獣医師会
会長 岩上 一紘 様

公益社団法人福島県獣医師会
会長 森澤道明



福島県動物救護本部
本部長 森澤道明



東日本大震災並びに東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う
被災ペットの譲渡について（依頼）

日頃より、本県の被災ペット救護活動にご支援ご協力を賜り感謝申し上げます。
東日本大震災等の発災後 3 年 4 ヶ月が経過いたしましたが、今でも本会会員はじめ多くの住民が大変不自由な避難生活を余儀なくされております。
また、未解決な課題が山積しており、復興までにはまだ時間がかかるものと思われます。

この様な状況のなか、原発事故に伴う警戒区域内（立入禁止区域）から保護されたペットは 1,000 頭を超えておりますが、飼い主への返還や貴会はじめ関係団体や多くの方々の善意により新たな飼い主への譲渡が進み、飼育頭数も大分少なくなりましたが、7 月 15 日現在犬 9 頭・猫 64 頭を福島県動物救護本部（事務局：福島県獣医師会）が運営している動物シェルターで収容管理しております。

現在では、立入り禁止区域（帰還困難区域）から新たに保護されるペットもなく、また犬猫に対する住民からの苦情もなくなっていることから、平成 26 年秋季を目途に動物シェルター業務を終了できるよう、関係機関と検討しております。

つきましては、現在収容しておりますペットについて、更に譲渡（特に猫）を推進する必要があることから、貴会のご理解をいただき譲渡推進にご協力を頂けますよう会員各位に周知方をお願い申し上げます。

なお、譲渡可能ペットについての情報は、「福島県動物救護本部のホームページ」に詳細に掲載しておりますので参考にしていただくよう併せてお願い申し上げます。

【福島県動物救護本部アドレス】
www.huku-kyugo-honbu.org/

【譲渡に関する問合せ先】
福島県動物救護本部（事務局：福島県獣医師会）
電話 024-522-3921